

独立行政法人国立文化財機構京都国立博物館職員の勤務時間・休暇等に関する細則

平成19年4月1日

国立文化財機構細則第8号

(目的)

第1条 この細則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間・休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）及び独立行政法人国立文化財機構職員育児・介護休業規程（以下「育児・介護規程」という。）の細目を定めることを目的とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第2条 職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(始業及び終業の時刻等の変更)

第3条 勤務時間等規程第4条第1項及び第5条第2項及び育児・介護規程第19条に基づく始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

勤 務		始 業	終 業	休憩時間
総務課（事業推進係衛士を除く） 学芸部		午前8時45分	午後5時30分	午後0時から 午後1時
総務課事業推進係衛士		交替制勤務（別表1のとおり）		
育児又は介護を行う職員	早出	午前7時00分 から 8時30分まで の範囲	午後3時45分 から 5時15分まで の範囲	午後0時から 午後1時
	遅出	午前9時00分 から 11時00分ま での範囲	午後5時45分 から 7時45分まで の範囲	午後0時から 午後1時

(適用除外)

第4条 断続的労働に従事する者で、労働基準監督署長の許可を受けた者については、前条に定めるもののほか、特に必要と認める場合を除き、勤務時間等規程で定める勤務時間、休憩時間及び休日の規定は適用しない。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年9月14日に改正し、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年3月14日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年7月30日に改正し、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年3月24日に改正し、令和7年4月1日から施行する。

別表1

① A

始業	終業	休憩時間
午前8時45分	午前8時45分	午後1時00分から午後1時30分まで 午後3時00分から午後3時30分まで

② B

始業	終業	休憩時間
午前8時45分	午前8時45分	午後0時30分から午後1時00分まで 午後3時00分から午後3時30分まで

③ C

始業	終業	休憩時間
午前8時45分	午後5時30分	午後0時00分から午後0時30分まで 午後2時00分から午後2時30分まで

④ D

始業	終業	休憩時間
午前8時45分	午後5時30分	午前11時00分から午前11時30分まで 午後1時30分から午後2時00分まで